

## 労働委員会制度についてのアンケート結果

労働委員会は、労使間の紛争を調整し、解決に向けて支援する行政機関です。労働委員会制度の認知度が低く、本来救済されるべき労使紛争の当事者が見過ごされているのではないかとといった意見がある中で、労働委員会の業務、役割等を広く理解していただき、より身近で利用しやすい制度とするため、県民の皆様の意識等を把握するアンケート調査を実施しました。

★調査時期：平成30年10月

★対象者：県政モニター396人

★回答数：332人（回収率83.8%）

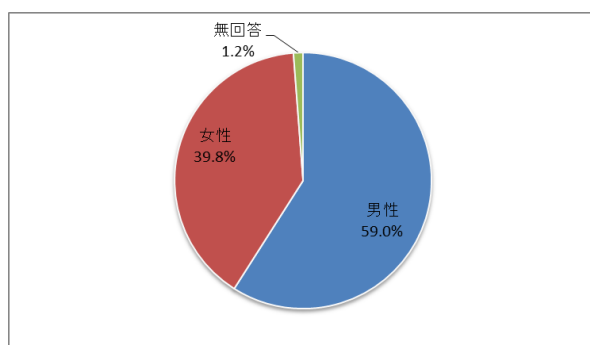
★担当課：滋賀県労働委員会事務局

※ 四捨五入により割合の合計が100.0%にならない場合があります。

### 【属性】

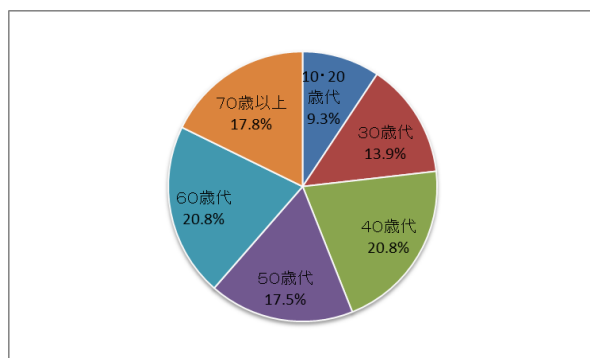
#### ◆性別

| 項目  | 人数（人） | 割合（%） |
|-----|-------|-------|
| 男性  | 196   | 59.0  |
| 女性  | 132   | 39.8  |
| 無回答 | 4     | 1.2   |
| 合計  | 332   | 100.0 |



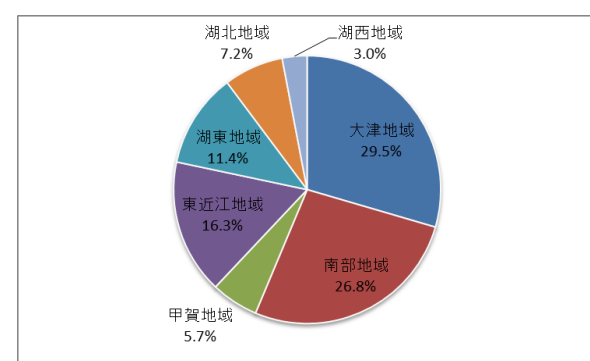
#### ◆年代

| 項目      | 人数（人） | 割合（%） |
|---------|-------|-------|
| 10・20歳代 | 31    | 9.3   |
| 30歳代    | 46    | 13.9  |
| 40歳代    | 69    | 20.8  |
| 50歳代    | 58    | 17.5  |
| 60歳代    | 69    | 20.8  |
| 70歳以上   | 59    | 17.8  |
| 合計      | 332   | 100.0 |



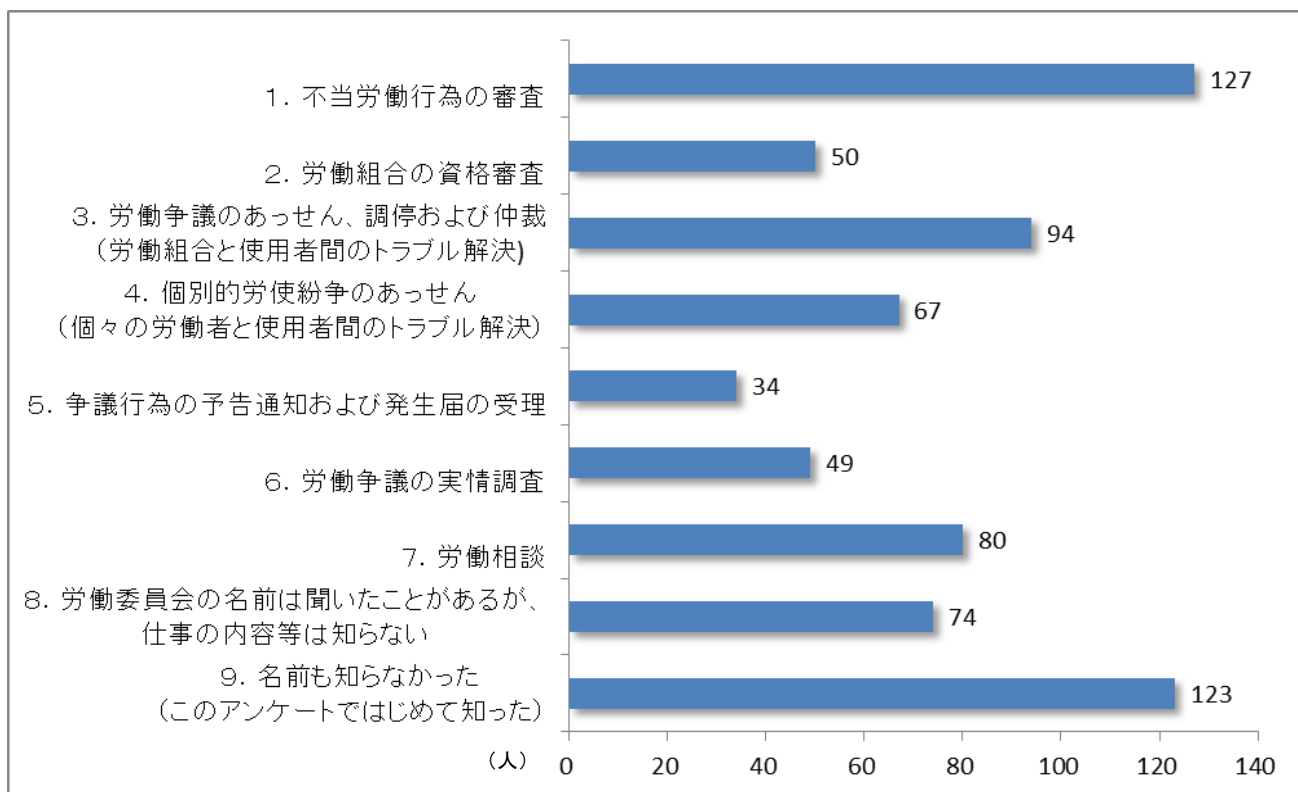
#### ◆地域

| 項目    | 人数（人） | 割合（%） |
|-------|-------|-------|
| 大津地域  | 98    | 29.5  |
| 南部地域  | 89    | 26.8  |
| 甲賀地域  | 19    | 5.7   |
| 東近江地域 | 54    | 16.3  |
| 湖東地域  | 38    | 11.4  |
| 湖北地域  | 24    | 7.2   |
| 高島地域  | 10    | 3.0   |
| 合計    | 332   | 100.0 |



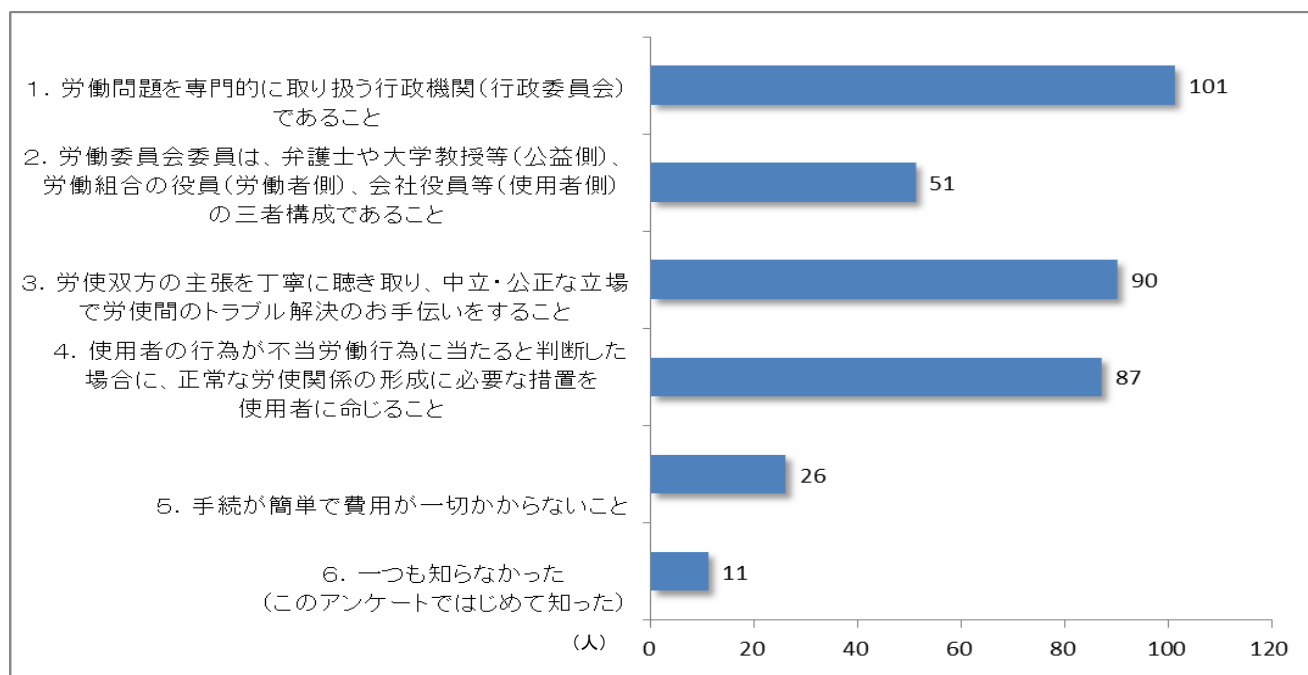
問1 労働委員会の仕事には以下のものがありますが、あなたが知っているものを次の中から選んでください。(回答チェックはいくつでも。 n=332)

| 項目                                      | 人数(人) | 割合(%) |
|---|-------|-------|
| 1. 不当労働行為の審査                            | 127   | 38.3  |
| 2. 労働組合の資格審査                            | 50    | 15.1  |
| 3. 労働争議のあっせん、調停および仲裁 (労働組合と使用者間のトラブル解決) | 94    | 28.3  |
| 4. 個別的労使紛争のあっせん (個々の労働者と使用者間のトラブル解決)    | 67    | 20.2  |
| 5. 争議行為の予告通知および発生届の受理                   | 34    | 10.2  |
| 6. 労働争議の実情調査                            | 49    | 14.8  |
| 7. 労働相談                                 | 80    | 24.1  |
| 8. 労働委員会の名前は聞いたことがあるが、仕事の内容等は知らない       | 74    | 22.3  |
| 9. 名前も知らなかった (このアンケートではじめて知った)          | 123   | 37.0  |



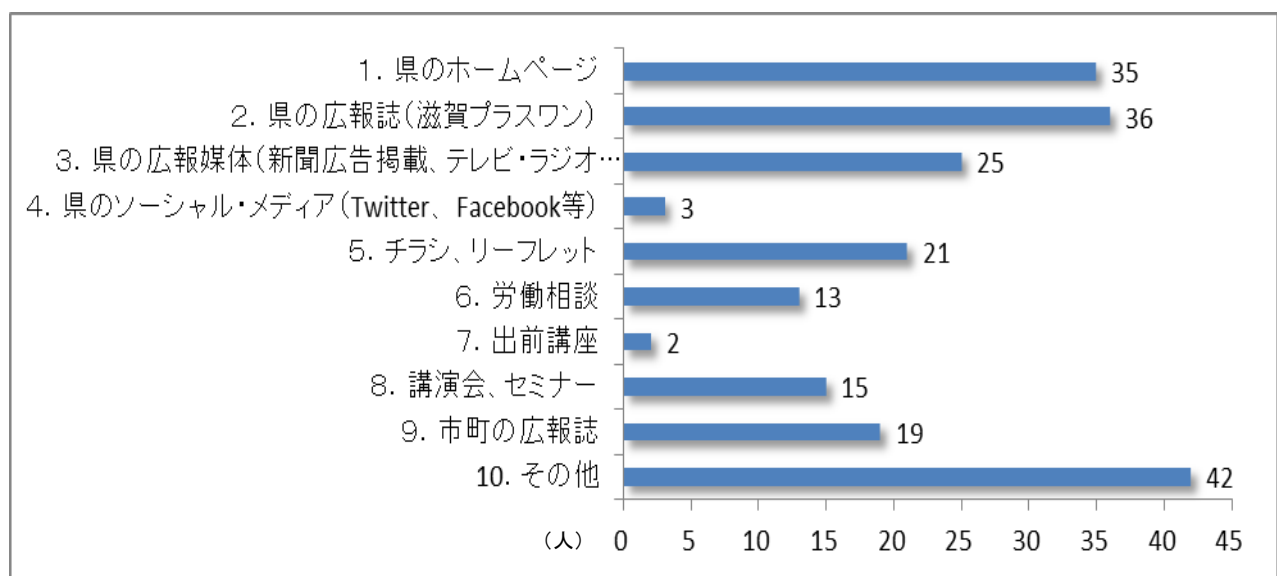
問2 問1で「1～7」の項目を選択された方にお尋ねします。労働委員会には以下の特色がありますが、あなたが知っているものを次の中から選んでください。(回答チェックはいくつでも。n=135)

| 項目   | 人数(人) | 割合(%) |
|--|-------|-------|
| 1. 労働問題を専門的に取り扱う行政機関(行政委員会)であること   | 101   | 74.8  |
| 2. 労働委員会委員は、弁護士や大学教授等(公益側)、労働組合の役員(労働者側)、会社役員等(使用者側)の三者構成であること(各側5名の計15名で構成) | 51    | 37.8  |
| 3. 労使双方の主張を丁寧に聴き取り、中立・公正な立場で労使間のトラブル解決のお手伝いをする                               | 90    | 66.7  |
| 4. 使用者の行為が不当労働行為に当たると判断した場合に、正常な労使関係の形成に必要な措置を使用者に命じること                      | 87    | 64.4  |
| 5. 手続が簡単で費用が一切かからないこと  | 26    | 19.3  |
| 6. 一つも知らなかった(このアンケートではじめて知った)  | 11    | 8.1   |



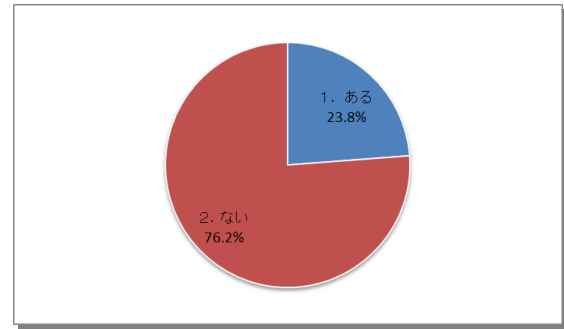
問3 問2で「1～5」の項目を選択された方にお尋ねします。どのようにして労働委員会の名前、仕事や特色をお知りになりましたか。(回答チェックはいくつでも。 n=124)

| 項目                                 | 人数(人) | 割合(%) |
|------------------------------------|-------|-------|
| 1. 県のホームページ                        | 35    | 28.2  |
| 2. 県の広報誌(滋賀プラスワン)                  | 36    | 29.0  |
| 3. 県の広報媒体(新聞広告掲載、テレビ・ラジオ放送)        | 25    | 20.2  |
| 4. 県のソーシャル・メディア(Twitter、Facebook等) | 3     | 2.4   |
| 5. チラシ、リーフレット                      | 21    | 16.9  |
| 6. 労働相談                            | 13    | 10.5  |
| 7. 出前講座                            | 2     | 1.6   |
| 8. 講演会、セミナー                        | 15    | 12.1  |
| 9. 市町の広報誌                          | 19    | 15.3  |
| 10. その他                            | 42    | 33.9  |



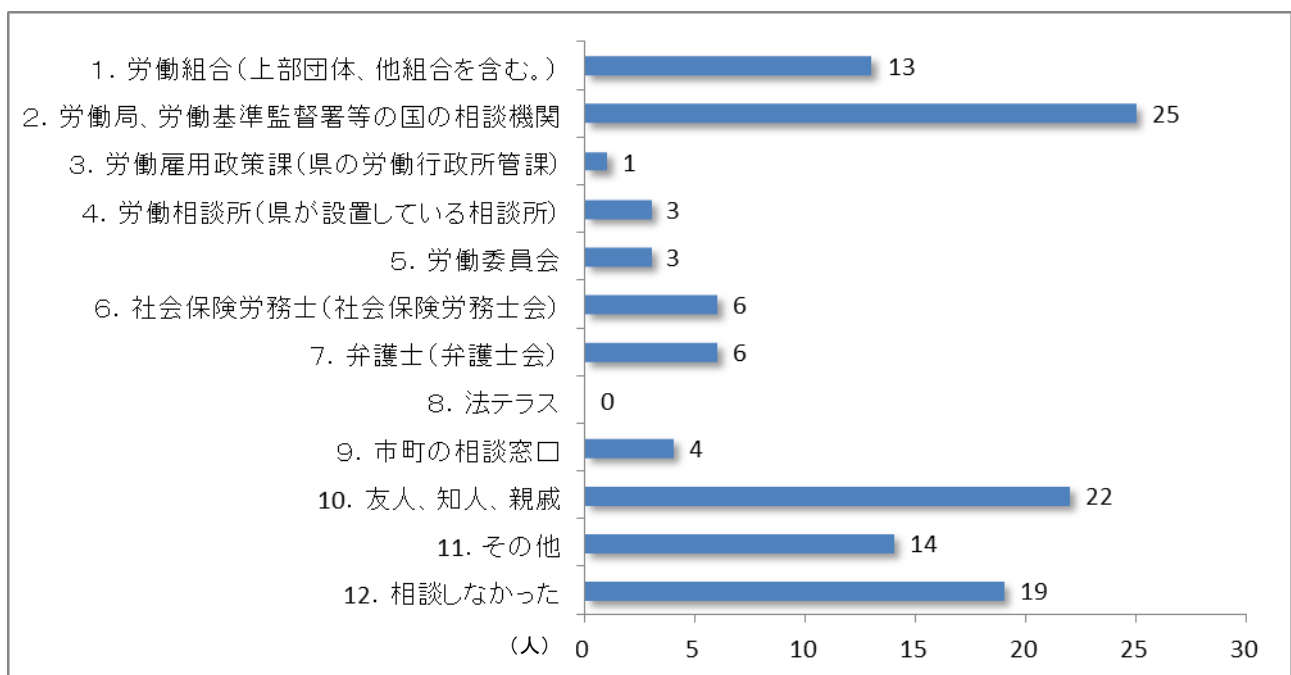
問4 これまでに、あなたや御家族、知人等の方で、労使間のトラブルが発生したことはありますか。(回答チェックは1つだけ。 n=332)

| 項目    | 人数(人) | 割合(%) |
|-------|-------|-------|
| 1. ある | 79    | 23.8  |
| 2. ない | 253   | 76.2  |
| 合計    | 332   | 100.0 |



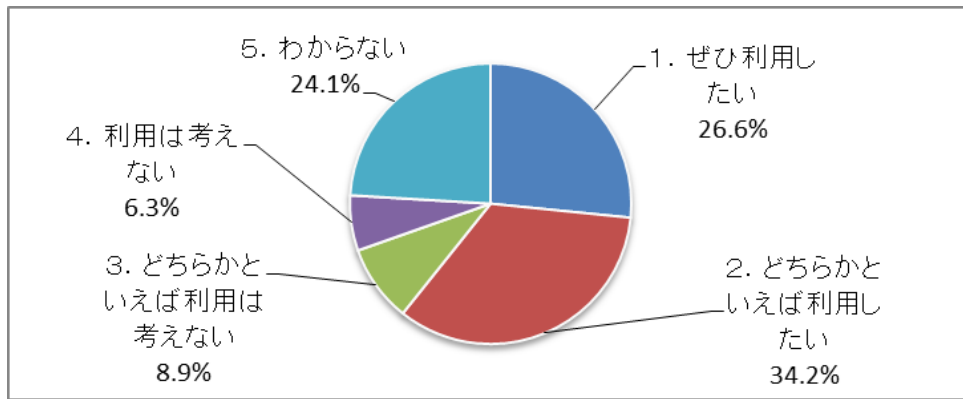
問5 問4で、「1. ある」を選択された方にお尋ねします。そのとき、どこへ相談しましたか。(回答チェックは3つまで。 n=79)

| 項目                     | 人数(人) | 割合(%) |
|------------------------|-------|-------|
| 1. 労働組合(上部団体、他組合を含む。)  | 13    | 16.5  |
| 2. 労働局、労働基準監督署等の国の相談機関 | 25    | 31.6  |
| 3. 労働雇用政策課(県の労働行政所管課)  | 1     | 1.3   |
| 4. 労働相談所(県が設置している相談所)  | 3     | 3.8   |
| 5. 労働委員会               | 3     | 3.8   |
| 6. 社会保険労務士(社会保険労務士会)   | 6     | 7.6   |
| 7. 弁護士(弁護士会)           | 6     | 7.6   |
| 8. 法テラス                | 0     | 0.0   |
| 9. 市町の相談窓口             | 4     | 5.1   |
| 10. 友人、知人、親戚           | 22    | 27.8  |
| 11. その他                | 14    | 17.7  |
| 12. 相談しなかった            | 19    | 24.1  |



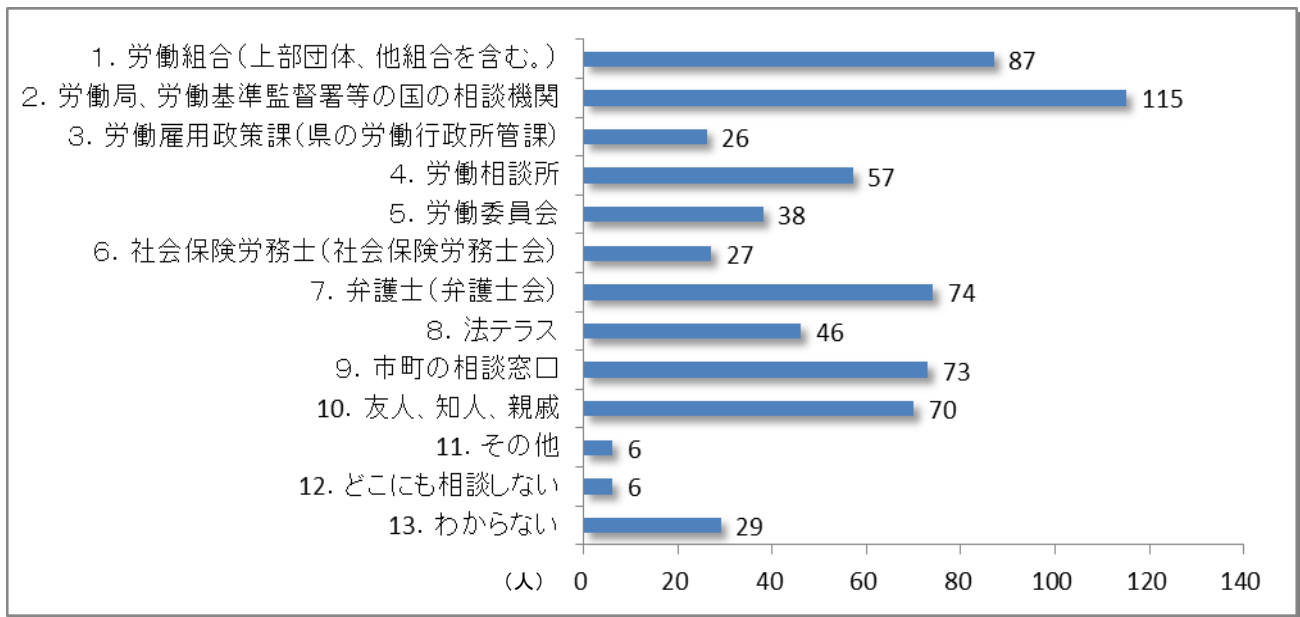
問6 今後、あなた自身に労使間のトラブルが発生した場合、労働委員会を利用したいと思いますか。(回答チェックは1つだけ。 n=79)

| 項目                 | 人数(人) | 割合(%) |
|--------------------|-------|-------|
| 1. ぜひ利用したい         | 21    | 26.6  |
| 2. どちらかといえば利用したい   | 27    | 34.2  |
| 3. どちらかといえば利用は考えない | 7     | 8.9   |
| 4. 利用は考えない         | 5     | 6.3   |
| 5. わからない           | 19    | 24.1  |
| 合計                 | 79    | 100.0 |



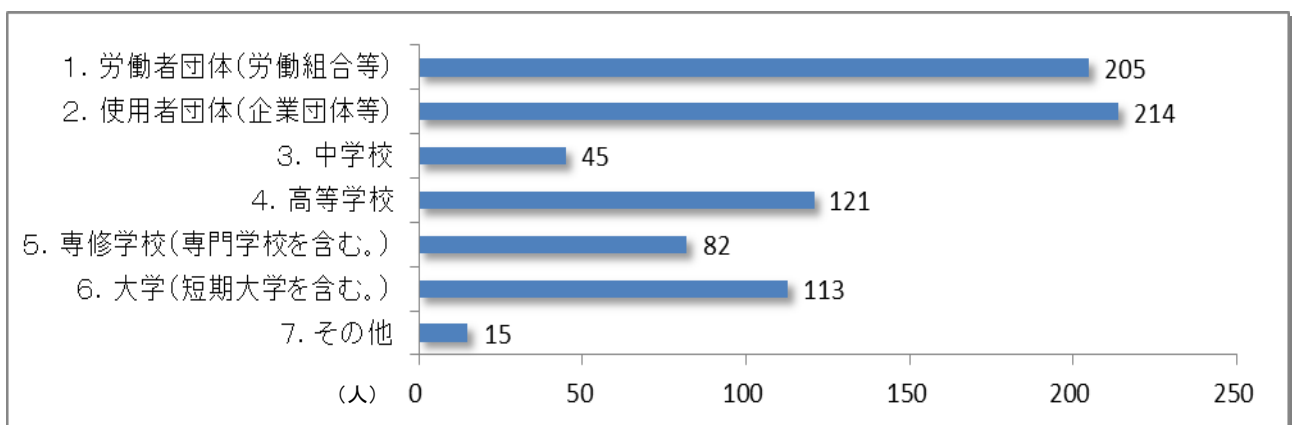
問7 問4で、「2. ない」を選択された方にお尋ねします。もし、今後あなたや御家族、知人等の方で、労使間のトラブルが発生した場合、どこへ相談したいと思いますか。次の中から選んでください。(回答チェックはいくつでも。 n=253)

| 項目                     | 人数(人) | 割合(%) |
|------------------------|-------|-------|
| 1. 労働組合(上部団体、他組合を含む。)  | 87    | 34.4  |
| 2. 労働局、労働基準監督署等の国の相談機関 | 115   | 45.5  |
| 3. 労働雇用政策課(県の労働行政所管課)  | 26    | 10.3  |
| 4. 労働相談所               | 57    | 22.5  |
| 5. 労働委員会               | 38    | 15.0  |
| 6. 社会保険労務士(社会保険労務士会)   | 27    | 10.7  |
| 7. 弁護士(弁護士会)           | 74    | 29.2  |
| 8. 法テラス                | 46    | 18.2  |
| 9. 市町の相談窓口             | 73    | 28.9  |
| 10. 友人、知人、親戚           | 70    | 27.7  |
| 11. その他                | 6     | 2.4   |
| 12. どこにも相談しない          | 6     | 2.4   |
| 13. わからない              | 29    | 11.5  |



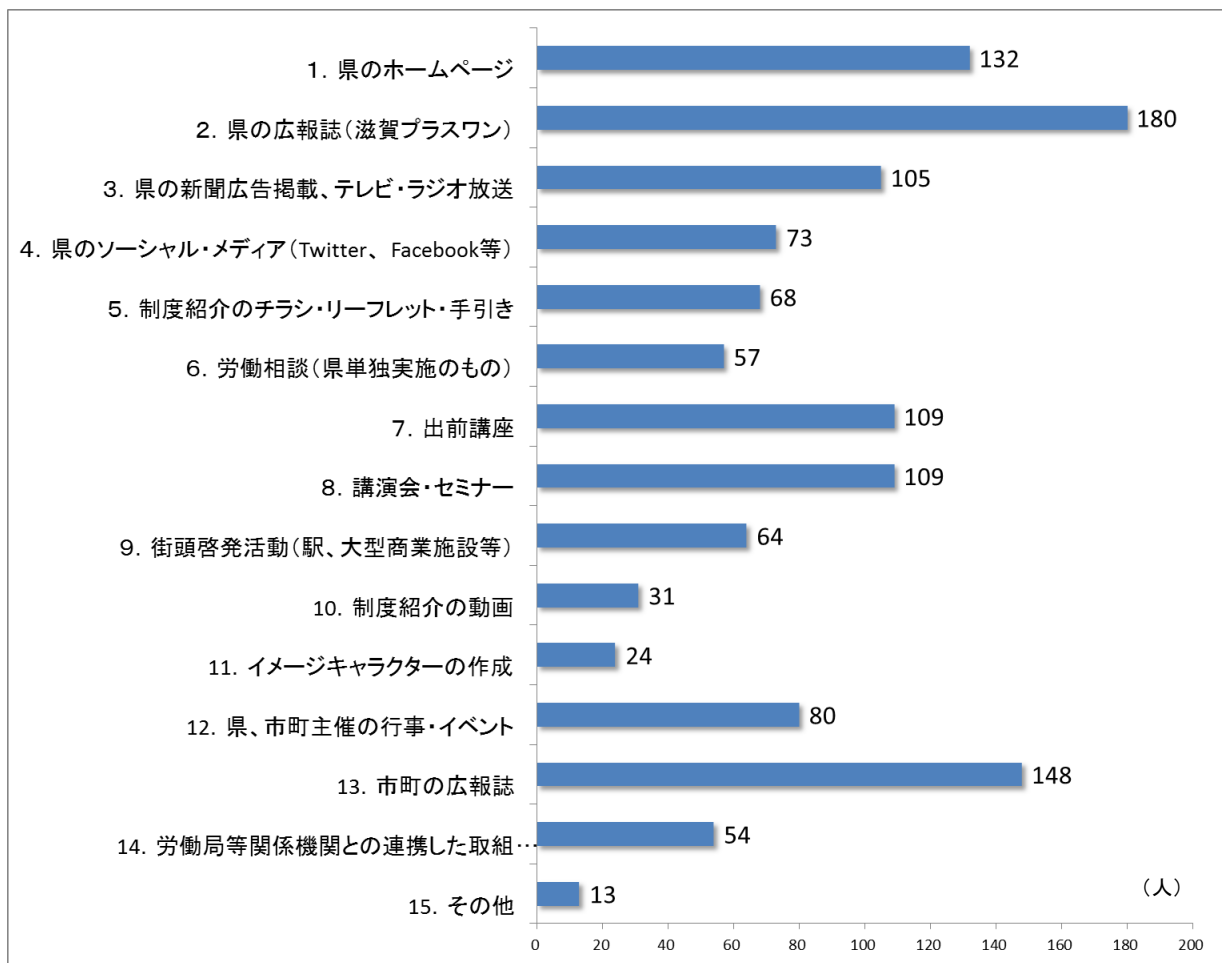
問8 労働委員会では、労使間のトラブルの未然防止を図るため、ワークルールや紛争解決制度等を解説する「出前講座」を実施していますが、どこを対象に実施した方がよいと思いますか。次の中から選んでください。(回答チェックはいくつでも。 n=332)

| 項目                | 人数(人) | 割合(%) |
|-------------------|-------|-------|
| 1. 労働者団体(労働組合等)   | 205   | 61.7  |
| 2. 使用者団体(企業団体等)   | 214   | 64.5  |
| 3. 中学校            | 45    | 13.6  |
| 4. 高等学校           | 121   | 36.4  |
| 5. 専修学校(専門学校を含む。) | 82    | 24.7  |
| 6. 大学(短期大学を含む。)   | 113   | 34.0  |
| 7. その他            | 15    | 4.5   |



問9 労働委員会の業務内容、役割等を広く知ってもらうために、あなたが効果的であると思う広報やPR手段を次の中から選んでください。(回答チェックはいくつでも。 n=332)

| 項目                                 | 人数(人) | 割合(%) |
|------------------------------------|-------|-------|
| 1. 県のホームページ                        | 132   | 39.8  |
| 2. 県の広報誌(滋賀プラスワン)                  | 180   | 54.2  |
| 3. 県の新聞広告掲載、テレビ・ラジオ放送              | 105   | 31.6  |
| 4. 県のソーシャル・メディア(Twitter、Facebook等) | 73    | 22.0  |
| 5. 制度紹介のチラシ・リーフレット・手引き             | 68    | 20.5  |
| 6. 労働相談(県単独実施のもの)                  | 57    | 17.2  |
| 7. 出前講座                            | 109   | 32.8  |
| 8. 講演会・セミナー                        | 109   | 32.8  |
| 9. 街頭啓発活動(駅、大型商業施設等)               | 64    | 19.3  |
| 10. 制度紹介の動画                        | 31    | 9.3   |
| 11. イメージキャラクターの作成                  | 24    | 7.2   |
| 12. 県、市町主催の行事・イベント                 | 80    | 24.1  |
| 13. 市町の広報誌                         | 148   | 44.6  |
| 14. 労働局等関係機関との連携した取組(合同相談会の開催等)    | 54    | 16.3  |
| 15. その他                            | 13    | 3.9   |





問 10 その他労働委員会制度について御意見がありましたらお聞かせください。

(自由記述・一部抜粋)

- ・様々な労使間トラブルが存在する中で、労働委員会の認知度があまりにも低いように感じる。具体的にどこまでのことをしてもらえるのか、なかなか見えてこない。
- ・労働委員会のことは今回のアンケートで初めて知った。若い方は知っているといいので、スマホやラジオ等で啓発してほしい。困っている方がいて相談を受けたら、労働委員会を紹介したい。
- ・労働委員会制度の周知不足が感じられる。イベント開催等でのPR、特にテレビでのPRを望む。過去の相談事例の紹介等もあるとよい。
- ・最近、ブラック企業やコンプライアンス・ガバナンス欠如の甚だしい組織・企業の実態が報道されることが多い。大変残念なことであり、その度に現役を終えた者として心が痛み、一日も早く労使間の良好な意思疎通を回復させ、活性化された健全な組織・企業へと復活されることを切に願う。そのために労働委員会の役割は極めて重要であり、更なる労働争議の審査の迅速化や不当労働行為事件の救済命令の実効性の確保等を期待したい。
- ・今回のアンケートで労働委員会の調整、あっせん実績を初めて確認したが、件数が非常に少なく驚いた。認知度が低いというより、制度が利用しにくい(問題解決までに時間がかかる、労働者側の負担が大きい)のではないかと思う。
- ・労使間の労働問題はなかなか大変だ。使用者と労働者の価値観が大きく相違する。労働に関する知識にもばらつきがある。円満解決は非常に難しい。時間をかけて歩み寄り、理解を深め、徐々に解決できればよいと思う。
- ・大企業ではある程度社会的責任を認識しているので、もし不当労働行為が発生すれば社会的制裁を受けるが、中小企業では圧倒的に雇用者側の力が大きく、労働者側も問題意識の低さや横のつながりの無さ等から、不当労働行為が見えないレベルで多発しているのではないか。労働者の聞こえない声をしっかりと拾う努力をしてもらいたい。
- ・日頃、労働委員会がマスコミに出てくる機会が見受けられない。県民にとって全く別世界のように感じられる。もっとPR等を行い、身近なものや頼りになる存在になるように期待している。
- ・労働者がこの制度を利用して助けになるのかよくわからない。雇用主に睨まれたら、被雇用者が断然不利であり、様々な問題があったとしても、外部に相談することはリスクが高く、難しい。解雇される覚悟が固まっていないと利用できない制度ではないかと思う。
- ・娘が職場でセクハラを受けた時に解決をアドバイスしたことがあるが、第三者として相談できる制度があるのは非常によい。
- ・労働委員会制度は働く者にとって大切な制度であるので、学校等を卒業してこれから社会に巣立つ若者に対し、「労働とは何か」のような教育を行っていただきたい。
- ・誰もが気持ちよく仕事をしたい。しかし、トラブルの内容によっては、受けた方の性格や周囲の環境により一人で問題を抱え込みがちである。積極的な啓発を継続してほしい。
- ・労使間のトラブルがあっても労働委員会等に相談することなくサッサと退職したという場合が多いのではないかと思う。
- ・仕事をしている以上、労使問題はいつ発生するかわからないため、労働に関する知識の備えだけはしておきたい。
- ・相談者は勇気が要るので、労働委員会制度をもっとPRして広めていただきたい。国の労働基準監督署の対応とは歴然な違いがある、労働委員会は相談者の心強い味方となっただけ。その良さが一般には知らされていないと感じる。
- ・労働に関することは国の仕事だと思っていた。県でもやっていることをもっとアピールするとよいのではないか。
- ・ニュース等でよく聞くのは、労働基準監督署に労働者が相談に行くといった話であり、労働基準監督署と労働委員会との役割分担を知りたい。
- ・労働委員会は県庁の一角にあり、わかりづらいので、入りやすくわかり易い場所にあるとよい。